

告 示

埼玉県告示第千百三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月六日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
国土交通省関東地方整備局
- 二 作業種類
公共測量（道路管理）
- 三 作業地域
埼玉県内の一部（直轄国道）
- 四 作業期間
令和二年十月九日から令和三年三月二十六日まで